

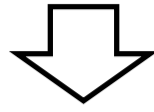
「賛助会員加入の確認書」の提出からの手順

令和6年5月21日現在

安全教育振興会へ「賛助会員加入の確認書」の提出

※「賛助会員加入の確認書」提出後、転入・転出があった場合

- 1 安振会に電話で変更の連絡を入れる
- 2 提出した「賛助会員加入の確認書」のコピーをもう1枚コピーをとり、訂正部分を＝で消し余白に訂正後の数字を記入する
- 3 職印黒くなっているので、黒の職印の横に再度朱で職印を押し安振会に送付する



安全教育振興会からの賛助会費納入のご案内と横浜銀行用の振込依頼書を受け取る

振込依頼書受取後に転入・転出等により確認書の内容に変更が生じた場合も上記1から3の手順で作成した訂正後の「賛助会員加入の確認書」を提出する。



再度、安全教育振興会からの訂正後の賛助会費納入のご案内と振込依頼書を受け取る



賛助会費納入



賛助会費納入後、安全教育振興会からの「共済証書」を受け取る **要保存です**



「共済証書」受取後、加入幼児児童生徒名簿一覧の提出

- ※名簿の用紙はA4サイズ両面印刷をお願いします
※4月当初に幼児児童生徒配布の学級編成名簿でも可



「共済証書」受取後に転入・転出が出た場合



転入があった場合

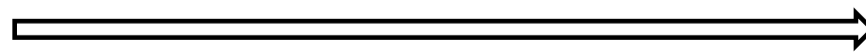
- 1 転入にかかわる異動届の提出
 - 2 継続加入の場合は会費徴収はなし
 - 3 当財団に非加入校及び他市町村立の学校からの転入は1世帯500円を徴収する。ただし加入については保護者の判断による
 - 4 安振会から追加分の賛助会費納入のご案内と振込依頼書を受け取る
 - 5 追加分の会費を納入する
 - 6 安振会からの領収書を受け取る
- ※ 非加入世帯だけの場合は転入にかかわる異動届の提出は必要ありません



転出があった場合

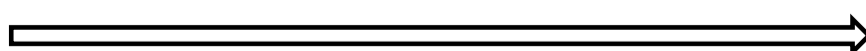
- 1 転・退学にかかわる異動届の提出
- 2 徴収した会費の返金はなし

年度途中の金融機関の変更



金融機関の変更届の提出

会費納入が遅れる場合



賛助会費納入遅延届の提出